

戦時下における丸山義二の農民文学に見える法律問題

頼 松 瑞 生

- 一 はじめに
- 二 丸山義二について
- 三 長編小説「田舎」に見られる結納と婚礼の関係
- 四 長編小説「種孕み期」に見られる結納の意義
- 五 長編小説「田舎」に見られる婚姻の成立に対する意識
- 六 長編小説「種孕み期」に見られる法律婚に対する意識
- 七 長編小説「種孕み期」に見られる仲人の意義
- 八 結び

一 はじめに

昭和二年七月七日に起こった盧溝橋事件をきっかけとして、日本と中国との間の軍事的対立が決定的となり、日中戦争へと発展していったことはよく知られている。そもそも、日本と中国との軍事的対立が顕在化したのは、

満州事変においてであった。満州事変とは、昭和六年九月、日本の関東軍が中国東北部の満州に侵攻し、占領を行った事件である。この事件によって、日本と中国との間に軍事的緊張が高まり、戦争の拡大が決定的になった。満州事変以降、日中戦争の前年に当たる昭和十一年までの間に兵力が二万人ほど増強され、民間人からも多くの者が兵士として徴集された。

その後、日中戦争の勃発によって、それまで限定的であった戦闘が日中間における全面的な戦争となる。さらに、日本陸軍は大幅に兵力の増強を行い、兵士の数が、昭和十一年には二四万人であったのに対して、日中戦争の始まった翌一二年には九五万人と前年の四倍近くに増大した。その後も、兵士数は鰻上りに増え続け、太平洋戦争終結の昭和二〇年には、陸軍、海軍、併せて、七三三万人にまでも上っている⁽²⁾。

戦争の継続と激化に伴い、兵士として徴集された民間人の数も、ますます、増加していくことになった。その結果、国内の産業が大きな影響を受けたことはいくまでもない。すなわち、様々な産業に従事していた者が徴集されることによって、労働力が不足するという事態になったのである。兵士として徴集された男性の労働力を補うため、女性の社会進出が奨励されたことは周知の事実である。

当時、このような状況は、農村部においても例外ではなかった。農村でも、徴兵適齢に該当する男性農業従事者は兵士として徴集される対象となり、多くの者が戦場に送られた⁽³⁾。徴兵適齢は、日中戦争が始まった昭和十二年当時、満二〇歳から満四〇歳までであった(昭和二年改正兵役法第九条・第二三条)が、戦争末期には、戦況の悪化に伴い、満一九歳から満四五歳までに拡大されている⁽⁴⁾。したがって、当時、農村においては、働き盛りの男性の多くが農業に従事できなくなり、労働力の担い手として女性が期待されることとなった。

その頃、こうした農村の状況を小説に描いた作家たちがいた。丸山義二もそのような作家の一人として挙げることができる。他にも、同時代に活躍した農民文学の作家として、伊藤永之介、和田伝、打木村治、吉田十四雄、

山田多賀市などがいるが、丸山には、他の作家の追隨を許さない点があった。すなわち、それは、農業経験者としての立場から日本各地の農村を回って取材したことである。もともと、丸山以外にも、吉田十四雄や山田多賀市など、農家の出身者として、実際に農業に従事していた経験をもつ作家はいた。しかし、彼らは、自身が拠点とする農村に根付いて、その地域のことを中心として小説に描いた。これに対して、丸山の場合、一つの農村にとどまることなく、農村各地を取材して回ったことに違いが見られる。それは、農村各地における取り組みから学び、その中から、他村でも参考に成りそうな農業技術や農村運営方法を多くの農民に伝えたいという情熱を持つていたからである。その姿は、江戸時代後期に活躍した農学者の大蔵永常に重なるものがあるといえよう。

とはいえ、丸山の小説には、自分の郷里である兵庫県揖保郡を舞台にしたものも多い。例えば、「貧農の敵」(昭和十一年)、「田舎」(昭和十三年)、「種孕み期」(昭和十八年)といった長編小説である。このうち、「田舎」と「種孕み期」には、日中戦争のことが描かれている。「田舎」は、丸山の代表作として知られているが、主人公である女性が、農家に嫁いだ後、日中戦争のために出征する夫を見送ることになるという内容である。一方、「種孕み期」は、その「田舎」の続編として書かれた小説であるが、夫の出征した後、妻が、嫁ぎ先の家族と関わりながら、生活を支えていくというもので、いわゆる「銃後の農村」をテーマとして扱っている。

ここで注目すべきなのは、戦時下の農村において、農民たちがどのような社会規範にしたがって生活していたのかということである。また、戦争がそれまでの社会規範に影響を及ぼした点があったかということも問題になる。さらに、法律が、そのような状況下において、いかに社会規範として位置付けられていたのかも検討されなければならない。丸山の小説は、以上の点を考察する上で、有意義な判断材料を示しているものといえよう。したがって、本稿では、戦時下における農村の状況を描いた、丸山義二の小説の中から、「田舎」と「種孕み期」の二つを取り上げ、主として婚姻に関わる問題を検討することで、当時の農村における法及び社会規範のあり方

を明らかにしていきたい。

二 丸山義二について

丸山義二は、明治三十六年二月二六日、兵庫県揖保郡誉田村（現在はたつの市誉田町）に自作農家の長男として生まれた。⁽⁵⁾ 大正四年、兵庫県立龍野中学校（現在は龍野高等学校）に入学するが、翌五年八月に父親が急死したため、退学し、家業である農業を継ぐことになる。

丸山にとって、中学校退学は望まなかったことであり、学業を継続できなかったことで大変悔しい思いをしたという。⁽⁶⁾ 一方、父親の後を受けて引き継いだ農業は重労働であることから、苦痛以外の何物でもなく、丸山自身は「私は百姓仕事を憎むやうな気持ちにさへ駆り立てられて行つた」と述べている。⁽⁷⁾ そのような状況の中、丸山は、中学時代に親しんだ文学への憧れを募らせていくことになる。やがて、文筆で身を立てることを決意し、大正一〇年に上京する。大正一五年には、生計を立てるため、萬朝報の記者となった。

しかし、奇しくも、そのことが遠ざかるうとしていた農業への関心呼び起こすきっかけとなる。というのは、昭和二年、命じられて、萬朝報の学芸欄に「ある農村のスケッチ」を連載するようになったのである。当時の農村には、金融恐慌の煽りを受けて、生活難に陥った農民が数多くいた。丸山は、農村の取材を通じて、農村が抱えていた深刻な問題に気付かされることになる。⁽⁸⁾ この時の経験が、その後、農民文学の作家としての活動につながっていくのである。

昭和三年、丸山は、文芸雑誌『戦旗』一二月号に短編小説「拾圓札」を発表し、小説家としての道を歩み始めた。『戦旗』は全日本無産者芸術連盟（ナップ）の機関誌である。こうした事情もあって、昭和五年、丸山は、

日本プロレタリア作家同盟（ナルプ）に加盟する。丸山がプロレタリア文学に接近したのは、悲惨な農民生活の状況が大地主などの特権階級による農民に対する経済的搾取によって引き起こされていたものと理解していたからであろう。農村の取材を通じて、そのような見解を固めていったことは想像に難くない。したがって、当時の文学作品の多くには、プロレタリア文学の影響が強く見られる。例えば、昭和一年に文学案内社より出版された長編小説「貧農の敵」も、その系統に属するものである⁽⁹⁾。しかし、その後、プロレタリア文学に対する弾圧が激しさを増すに伴い、丸山は転向を迫られることになる。

丸山に転機が訪れたのは、昭和一三年、文芸雑誌『首都文芸』四月号に掲載した短編小説「田植酒」が第七回芥川賞候補作品となったことである⁽¹⁰⁾。この小説では、当時の農村における田植の共同作業の状況が描かれており、芥川賞評議員の一人であった瀧井孝作からは、「素直なやわらかい筆で、農家の人々のありさまが描き分けてあつた⁽¹¹⁾」と高い評価を受けた。「田植酒」の成功によって、丸山は、作家として安定した生活を送れるようになる。ここで重要なのは、「田植酒」で取り上げられたテーマが、従来の丸山の小説に見られたような、支配者階級から抑圧された農民の状況を描くことにない点である。それよりも、現実における農民の生きざまを描くことが中心になっているのである。このことは、プロレタリア文学的色彩の強い作品を発表することが困難となり、新機軸を打ち出さざるをえなかった当時の作家の状況を示しているといえよう。

その後、「田植酒」が認められた丸山に追い風となる出来事が起きる。昭和一四年、前年一月に砂子屋書房より出版した長編小説「田舎」が第一回農民文学賞を受賞したのである。農民文学賞は、昭和一三年、当時の農相有馬頼寧が提唱して結成された農民文学懇話会を運営主体として設けられた賞である。この農民文学賞を受賞したことで、丸山は、農民文学の作家としての地位を確固としたものにしていく。「田舎」では、前述したように、出征する夫を見送る農家の女性の姿が描かれている。この頃より、丸山の小説にも、戦時下に置かれた農村

の状況が多く取り上げられるようになる。それは、新聞記者時代から培った綿密な取材の経験から可能になったものといえよう。

このように順調に作家活動を行っていた丸山は、やがて、当時の国策に手を貸していくことになる。すなわち、昭和一二年より本格的に開始された満州開拓移民事業¹²⁾をテーマとした小説の発表である。それは、丸山も会員となっていた農民文学懇話会で、作家を満州に派遣して、満州開拓移民を取材しようという計画が立てられたことがきっかけとなった。まず、昭和一三年一二月に作家の和田伝が満州に派遣されたが、その時の取材をもとにして執筆されたのが長編小説「大日向村」である。「大日向村」は翌一四年六月に出版されて、ベストセラーとなった。¹³⁾

このような状況において、他の作家にも満州開拓移民をテーマとした小説を執筆することが求められたのは当然の成り行きであったといえよう。昭和一四年に入ると、丸山は、『朝日新聞』の記者からの要請を受け、山形県の大和村を取材し、当時、大和村で進められていた、満州への移民を奨励する運動をテーマとした長編小説「庄内平野」を執筆する。¹⁴⁾その後も、丸山は、再び、満州開拓移民をテーマとした小説に手を染めることになった。昭和一七年七月、春陽堂書店より出版された長編小説「ふくろしよひ」である。いずれも、関係者である農民に取材して執筆された小説であり、丸山としても、満州開拓に賭ける農民たちに共感する思いで、農民たちの姿を描いたといえる。¹⁵⁾

しかし、その後、これらの小説が満州開拓移民政策を奨励するものであったことが問題となる。すなわち、満州開拓移民事業は結果的に不成功に終わり、満州開拓移民として参加した農民たちも大きな苦難を強いられることになったのである。¹⁶⁾終戦後、丸山は、こうした現実を目の前にして、深く反省し、小説家として筆を折ることを決意する。その後は、ルポルタージュ作家として再起し、主として農業関係の記事を各種雑誌に発表した。昭

和五四年八月一〇日に七六歳で亡くなっている。

三 長編小説「田舎」に見られる結納と婚礼の関係

昭和一三年に書き下ろされ、出版された長編小説「田舎」は、前述のように、第一回農民文学賞受賞作品であり、丸山の代表作の一つとして挙げられる。物語は、小作人の娘である蔦枝が、隣村の農家に嫁ぎ、姑によるじめに耐えながらも、農家の嫁として成長していくというものである。この小説の舞台となっているのは、丸山の郷里にあたる兵庫県揖保郡であるから、そこに描かれている農村の生活は作者である丸山にとっても馴染み深いものであったと思われる。

まず、ここで注目すべきなのは、農村における婚姻に関して、慣習が大きな影響力を持っていることである。小説では、婚姻に関する慣習として、結納のことが描かれている。すなわち、夫になる方の家から贈られた結納金に相当する金額で、妻になる方の家側が嫁入り道具を準備しなければならないという慣習があるというのである。それは、次の記述から窺うことができる。

重ね箆笥一本、長持ち一本、それでも身分不相応だといふのを、それでは三百円きた結納金に対して気がひけるといふので、母は、これはお父さんや息子の貞夫には内密だよとさう念をおしつつ、臍くり金を二百五十円出して、箆笥をもう一本増やし、三荷の荷を送り出すことにきめてゐた。一荷について百円といふのが、この地方界限での結納金の相場なのだ。¹⁷⁾

つまり、婚家（夫側の家）から贈られた結納金が三〇〇円であったことから、それに見合う嫁入り道具として、同じく、三〇〇円相当のものが必要となり、嫁を送り出す側の家がそれを準備しなければならないと考えられていたというのである。ただ、ここで、娘を嫁に送り出す母親が「臍くり金」を出すと述べていることからすれば、必要な嫁入り道具を揃えるために、贈られた結納金だけでは足りないということを示しているように思われる。実際に、嫁入り道具としては、箆筒や長持ちといった家具以外にも、衣類や寝具など、必要となる物が多くあったはずである。それを裏付けるものとして、村の若衆が花嫁の荷物を婚家に運ぶ場面の中に、次のような記述が見られる。

その行列の先頭には、仲人の男役として雇はれた石海部落の藻作をじが、黒紋付の羽織袴で白扇を斜にかまへて立つた。祝ひの米俵がそれに従ひ、箆筒、小箆筒、長持ちと、三荷の荷がつづいて、そのあとから「ゆたん」（大きな風呂敷で、後では箆筒や長持ちの被ひに用ゐる）をかけた吊台⁽¹⁸⁾や、挟み箱⁽¹⁹⁾や、座布団の包みが行く。この吊台の中には鏡台や、針箱や、洗面盥や、下駄箱や、さうしたこまこまとした道具が載つてゐるのである。⁽²⁰⁾

ここから理解できるのは、いわゆる「三荷」というのは、箆筒や長持ちなどの大型家具のみを指し、それ以外の荷物は含まれていなかったことである。したがって、結納金で準備する慣習になっていたというのは、箆筒や長持ちなどに関してのみ当てはまることであって、その他の嫁入り道具の費用については、嫁側の家が自前で工面しなければならぬということになる。そうであるならば、嫁側の家としては、準備する箆筒を一つでも減らし、その分を他の嫁入り道具の費用に回す方が、経済的に負担を減らすことができるのではないかとも思われる。しかし、花嫁の実家も、家としての体面を保つ必要があり、結納金でいわゆる「三荷」を準備しなければならぬ

いという慣習にしたがわなければならなかったのであろう。これは、地域社会で生活していく以上、慣習という社会規範に外れる行動をとるのが難しいということを示している。したがって、娘を嫁に出す家は、体面上、必要不可欠とはいえない家具を準備しなければならないという不合理なことを受け入れなければならなかったといえる。

とはいえ、小説で描かれている結納金が嫁入り道具を準備するための費用として提供されたものであったという事実は変わらない。ここで問題となるのは、結納金が婚礼の費用を含んでいないと理解できる点である。というのは、小説で、結納金が、専ら、いわゆる「三荷」を購入する費用であるかのように説明されているからである。ところで、当時の民法学者中川善之助は、結納に関して、「多くは差し当りの婚姻費用、殊に婚礼費用としての贈与であるのが普通である」と述べている⁽²¹⁾。そうであるならば、小説の中の結納金は、婚礼（婚姻に関する儀式）の費用のために提供されたものとしてとらえられていないから、結納に関する多くの例に当てはまらないということになる。その理由として考えられるのは、婚礼は婚家において行うため、花嫁側が費用を出す必要がないということである。しかし、小説では、婚礼に当たる儀式が、花婿、花嫁、双方の家で、それぞれ、行われることになっている。

それによれば、まず、花嫁の家に花婿を呼んで、「翌入りの酒宴⁽²²⁾」を行い、それが一段落すると、婚家へ花嫁を送り出す。そして、花嫁やその荷物が婚家に到着すると、婚家で婚礼のための酒宴が開かれる。この酒宴は二日間に行わたり行われ、それが済むと、「婚礼の式は済んだ⁽²³⁾」ということになる。つまり、婚礼の儀式は、花婿側の家だけではなく、花嫁側の家でも行われることになっているのである。そうであれば、花嫁側の家でも、儀式のための費用を負担しなければならないといえよう。

ここで注目すべきなのは、花婿側の家で行う酒宴も、花嫁側の家で行う酒宴も、それぞれ、自分たちの部落の

関係者を招いて行われているということである。これは、婚礼がその家の属する部落に婚姻を認めてもらうための儀式であって、婚姻の当事者となる両家が、それぞれ、別々に責任をもって執り行うべきものであることを示している。したがって、花婿側の家としては、花嫁側の家で行われる婚礼の費用を負担する謂われがないということになる。

そもそも、婚家が花嫁側の家に婚礼の費用として結納金を渡すという場合は、主として、婚礼の際に着用する花嫁衣装のための費用としてではないかと考えられる。小説でも、主人公の蔦枝が花嫁衣装を着ける場面が描かれているが、婚家で行われる婚礼の儀式は、花嫁以外に、その関係者を招いて、行われるものでないため、花嫁衣装に関して、婚礼費用の一部であると考えられる者は少ないように理解できる。つまり、婚礼の儀式に、花嫁側の家族・関係者が出席しない以上、花婿側としても、花嫁側の家の体面ということを強く意識する必然性がなくなるのである。したがって、婚家として、花嫁衣装は花嫁側の費用負担とすべきであるという考えをもつようになったとしても、自然なことであるといえよう。

以上、小説で描かれている結納金に関して考察してみると、その使途が、婚礼に関する慣習によって大きく影響されて、決まってくるのが理解できる。つまり、婚姻の当事者である両家が婚礼の儀式を別々に執り行うという慣習は、結納金が婚礼費用のために使われるべきであるという意識を生じさせないという結果をもたらしたといえよう。

四 長編小説「種孕み期」に見られる結納の意義

長編小説「種孕み期」は、「田舎」の続編として執筆され、昭和一八年四月に大貫書房から出版された。丸山

がこの小説の執筆を終えた昭和一八年の初めには、既に太平洋戦争が勃発していた。しかし、この小説は、「田舎」の続編として書かれたこともあり、日中戦争の勃発から間もない時期（昭和一二年八月）に、主人公葛枝の夫恒吉が中国大陸に出征するところから始まっている。したがって、この小説に描かれているのは、日中戦争下における農村の状況であって、太平洋戦争下における状況ではない。しかし、前述のように、日中戦争の始まった昭和一二年から、兵力を増加する政策が加速度的に促進された結果として、農業従事者の中からも、徴集されて、戦地に送られる者が多くなった。その意味では、この小説が、既に激化しつつあった戦争の時期における農村の状況を描いたものであるということに変わりないであろう。

この小説でも、前作「田舎」の場合と同じく、主人公葛枝が嫁ぎ先の姑にいじめられ、苦勞をする状況を中心として描かれている。ここでは、主人公が嫁いだ後の出来事が描かれているため、婚礼儀式の場面が、再び、登場することはない。しかし、その一方で、結納に関する出来事が記述されている。それは、出征した夫恒吉の妹お絹に縁談があり、その話が上手くまとまって、先方から結納金が贈られてきたという場面である。小説では、この結納に関して、次のように説明している。

「押へ」といふのは、結納金の先きへ智の家から嫁の家へとどけてくる——いはば、婚礼の「手づけ金」みたいなものことで、若し、この押へを受けとつておいてから破談にでもしようものなら、嫁の方では、これを没収して返さなといふのが、この平野での習慣である。⁽²⁵⁾

ここで、「押へ（押さえ）」という言葉が用いられているのは、男性側から見ると、相手の女性が他の男性の妻にならないように、結納金を払って、その女性を押さえたということであろう。その意味で、結納金が「手づけ金

〔手付金〕のような性質をもつということは理解できる。注目すべきなのは、男性側から破談にした場合、女性側が結納金を返却しなくてもよいという慣習があると述べられている点である。小説では、結納金を受け取ったことで、お絹が有頂天になる様子が描かれている。²⁶⁾これは、結納金が、女性側にとっても、近い将来に婚姻が成立することを担保するものとして重要な意味をもっていたことを示している。

つまり、その地域の慣習によれば、男性側の都合で破談にした場合、男性側は結納金の返還を請求できないため、一度、結納金を渡してしまうと、男性側は、余程の事情がない限り、破談にするようなことはないのであるということなのである。したがって、結納金は、とりわけ、婚姻を望む女性にとっては、婚姻を担保するものとして重要な意味をもつことになる。

そうであれば、小説で、お絹が、結納金を受け取ったことで、有頂天になったのも、本人が婚姻を望んでいたからにはかならない。

それでは、お絹が婚姻を望んだのは何故であろうか。もちろん、相手の男性を気に入っていたということもあろうが、重要であると思われるのは、お絹が出戻りという設定になっている点である。すなわち、初婚ではなく、出戻りであるため、本人としては、良縁に恵まれるかどうかを危惧していたという事情があったと考えられるのである。そのため、相手から結納金が送られてきたことで、婚姻の確約が得られたと安堵したのであろう。お絹が有頂天となる様子は、まさに、このような安堵した気持ちから生じる喜びを表しているといえる。

ただ、この小説が描いている時代背景を考えれば、お絹が婚姻を望む理由は、これだけではないように思われる。すなわち、戦争が婚姻にもたらす影響も関係してくるよう見られるのである。というのも、昭和の時代となってから、日本の一般婚姻率は、だいたい、七パーセントから八パーセントの間を推移しているのに対して、日中戦争が始まった昭和一二年となると、急激に九パーセントを超えているからである。²⁷⁾おそらく、戦争拡大と

ともに、徴集される男性が増加することを見越して、徴集される前に婚姻をしておこうとする者が多かつたからではないかと考えられる⁽²⁸⁾。そうであれば、お絹も、徴集によって、婚姻の対象となる相手が少なくなる前に、婚姻を決めておきたいと思っていたと仮定することができよう。作者の丸山がそのことを明確に意識していたかどうかは判然としないものの、小説の中で描かれている、届いた結納金に対して、お絹が示した反応を見れば、そこに、戦争が婚姻にもたらす影響が現れていないと断言することはできないのである。

このように考えると、結納は、戦時下において、婚姻を望む女性側にとって、婚姻を担保するものとして大きな意味をもっていたといえる。さらに、男性側の事情で破談にした場合には、一旦、相手に渡した結納金の返還を請求することができないという慣習があることよって、その担保としての機能が強化される結果となった。図らずも、丸山の小説はこのことを示しているように思われる。

五 長編小説「田舎」に見られる婚姻の成立に対する意識

丸山が、その小説「田舎」において、農村における婚礼の儀式を描いたことは、前述の通りである。それによれば、婚礼の儀式は、花嫁側の家と花婿側の家が、それぞれの部落（村）で、別々に行くことであった。つまり、そのことは、それぞれの村人たちに対して、婚姻の当事者となる花婿と花嫁を紹介し、受け入れてもらうという意味があったのである。

このうち、とりわけ、花婿側の家（婚家）で行われる婚儀は、迎えた嫁をその村の一員とするためのお披露目の儀式として重要であったと考えられる。

小説によると、婚家では、まず、花嫁を迎えた日の夜に部落の男性たちを招いて、「男やくの席」と呼ばれる、

お披露目の儀式を行うことになっている。⁽²⁹⁾さらに、それが済むと、その翌日の午後、今度は、部落の女性たちを招いて、「女やくの席」と呼ばれる儀式が行われる。花嫁にとつては、この「女やくの席」の方が重要な意味をもつ。何となれば、「女やくの席」は、「その部落中の主婦たちへの仲間入りの宴」で、この宴に参加しないことには、部落の一員として認めてもらえないからである。⁽³⁰⁾小説では、こうした事情に関して、次のように述べられている。

時たま、セルロイド工場や、ドツク工場などに通勤してゐる村の若い衆が、その附近のカフェーなどで深い仲となり、既に身重となつて抜きさしならず連れて帰つた内縁の女などが部落の道のあるいてゐるのに出逢ふことがある。さういふとき、部落の女たちは、それがさういふ事情にあるといふことを百も承知でゐながら、

「ありや？ 今挨拶して行つたあの女子衆……どこかで見たことのある人ぢやが、一向思ひ出せんなあ」

と、頭をかしげて暗に「女やくの宴」⁽³¹⁾を張つてゐないことを諷刺するのだ。この諷刺は毒針のやうに辛辣で、とうてい、若い女性の堪へるところでなかつた。その仲が蜜のやうにあまい夫婦でもこの部落中の女たちの諷刺には降参して、遅蒔きの「女やくの宴」を張るか、でなかつたら離縁になつてゆくのが常である。⁽³²⁾

この記述は、部落の男性と夫婦になつて、その部落で暮らそうとする女性にとつて、その部落から一員として認めてもらうために、「女やくの席」という儀式に参加することがいかに必要とされてきたかを物語るものである。この小説は、丸山の郷里である兵庫県揖保郡を舞台として描かれていることから、当時、このような慣習が実際に守られていたと考えられる。ここで注目すべきなのは、当時の農村において、婚姻の成立を証するものとして、このような儀式を経ているという事実が重く見られたという点である。つまり、その村で嫁として認めて

もらうためには、その村の人々全員を招いた席で、婚儀を行い、それによって、花嫁自身が披露される必要がある。また、花嫁自身も、その村の人々全員を招いた席で、婚儀を行い、それによって、花嫁自身が披露される必要がある。また、花嫁自身も、その村の人々全員を招いた席で、婚儀を行い、それによって、花嫁自身が披露される必要がある。また、花嫁自身も、その村の人々全員を招いた席で、婚儀を行い、それによって、花嫁自身が披露される必要がある。

しかし、このことは、婚姻の届出が軽視されるという結果をもたらしたように思われる。何となれば、婚姻の当事者は、一連の儀式を済ませることで、婚姻が成立したものと看做し、法律上、有効な婚姻が認められるためには、婚姻の届出が必要となることに思い至らなくなるからである。この小説でも、そのことを示す場面が描かれている。それは、嫁入り後、病気になるまで、実家に戻った葛枝を診断した医師が、葛枝の母親に「娘の籍は、どういふ工合ぢやな？」と尋ねるところである。⁽³⁴⁾これに対し、母親は「まだ籍は渡してない」と答えている。つまり、夫の家には、未だ入籍していないということである。小説によると、葛枝の婚礼が行われたのは四月一日となっており、葛枝が農作業中に発症するのが六月一日ということであるから、婚礼後、二ヶ月近く経過しても、入籍、すなわち、婚姻の届出を済ませていないことになる。

これは、当時、農村において、婚姻の届出の必要性に対する意識が低かったことを示すものである。何となれば、婚姻の当事者が正式に婚姻をなしているかどうかを確認するために、その者の戸籍を調べようとする村人はほとんどないからである。村人たちにとって、その者が既婚者であるかどうかを見分ける基準となるのは、婚礼の儀式が行われているということである。つまり、その婚礼の儀式には、実際に、自分たちが招かれて、参加しているわけであるから、これほど、分かりやすい基準はないのである。

ここで指摘できるのは、当時の農村における婚姻というものが、その地域に属する者たちによって認められていく必要を伴っていたということである。このことは、とりわけ、他の部落から嫁を受け入れる場合に重要となる。何となれば、農作業を行う上で、ある程度、村民たちが共同することが必要不可欠であり、そのため、新しく、その村に嫁として来た者も、その共同作業の一員として受け入れてもらわなければならないからである。そ

うであれば、婚礼における酒宴は、他所から来た嫁を村の一員として受け入れるための顔見せの儀式という意味をもつものであって、村落共同体を維持していく上で、欠かすことができなかつたといえよう。したがって、当時の農村においては、届出よりも婚礼をもって、婚姻の成立要件とする意識が強く働いたと考えられるのである。これに対して、届出をもって婚姻の成立要件とする法律婚を重視する考えは、国家が戸籍を通じて国民の婚姻状況を把握しようとする目的に基づくものといえる。すなわち、国家の立場からすれば、国民の側から行われる婚姻の届出によってこそ、婚姻の成立を把握することが容易となるのである。婚礼の儀式が行われたとしても、行政が、いちいち、それを確認するのは手間のかかることである。しかし、婚姻当事者が役場に婚姻届を提出するということであれば、行政としても、わざわざ、婚姻成立の状況を調べる必要がなくなり、容易に婚姻の成立を確認できる。その意味で、届出をもって婚姻の成立要件とみる立場は、行政、あるいは、国家の側に立ったものといえよう。

六 長編小説「種孕み期」に見られる法律婚に対する意識

以上のように、小説「田舎」では、農村において、法律婚が重視されていない状況が描かれている。しかし、こうした状況は、戦争の激化に伴って、変容しなければならない可能性があった。何となれば、戦争に伴い、民間から兵士として徴集される男性が多くなれば、夫を戦地に送る妻も増えることになるからである。その場合、家庭に残った妻の立場が不安定になることが予想されよう。とりわけ、夫の家において、舅姑、その他、親族との折り合いが悪いと、妻は嫁として不利な状況に立たされることになる。さらには、夫が戦死を遂げた場合、その家に身を置くところがなくなる可能性すらある。そうした場合、婚姻の届出を行っているとこのことが、

妻としての法律上の権利を守る上で、重要な意味をもってくると思われるのである。

丸山の小説においても、「田舎」の続編として書かれた「種孕み期」の中で、夫を戦地に送った妻（葛枝）が、婚家において、姑のいじめを受ける状況が描かれている。これに関連して注目すべきなのは、葛枝が嫁ぐ時に仲人となった、お稲婆さんが、葛枝に対して、次のように語っていることである。

今ある田圃と畑とだけは、これは恒吉さんのもんやし、恒吉さんのもんは嫁のおまはんのもんやさかい、これに手エツけるやうな世帯分けを、もしも、お父さんやお母さんがするいひだいたら、頭ふつて反対せなあかへん！⁽³⁷⁾

ここで、恒吉の所有物とされている田圃と畑が、嫁の所有物でもあるとされているのは、その田圃と畑が、先祖から引き継がれた、いわゆる「家督相続」の対象となる財産でないことを示しているように思われる。すなわち、恒吉自身が稼いで購入した田畑ということである。小説では、恒吉は、普段、実家の農業を両親と妹に任せ、セルロイド工場に勤め、月に四〇円を超える収入を得ていたということ⁽³⁸⁾になっている。したがって、その収入を貯めて、田畑を購入したものといえよう。このように、その田畑が家督相続の対象ではないというのは、小説によれば、恒吉が出征した当時、その父である宗五郎は存命しており、おそらく、戸主としての立場にあったと考えられるからである。仮に、その田畑が家督相続の対象であれば、それは戸主の宗五郎の所有物となる。そうであれば、嫁である葛枝には、当時の民法において、法定の推定家督相続人としての資格がなかったから、その田畑が葛枝の所有物でもあるということはいえなかったであろう。つまり、夫の恒吉の所有物であるからこそ、遺産相続によって、夫の死後、葛枝に引き継ぐことができ、そのことが、お稲婆さんをして、夫の物は妻の物であると言わしめたのである。

しかし、それは、戸籍上、葛枝が恒吉の妻であると認められなければ、現実であるとはいえない。そこで、婚姻の届出、すなわち、婚家への入籍ということが必要となってくるのである。すなわち、入籍することによって、法律上、妻として夫の財産に対する権利を主張することができるようになるといえよう。そうであるならば、婚姻の届出によって行われる法律婚は、妻としての財産上の権利を守る上で必要不可欠なものとなる。また、それは、財産権のみならず、家における妻の地位を守るためにも意味があった。

ところが、「種孕み期」においては、婚姻の届出や入籍といったことが、一切、言及されていない。その代わりとして、嫁である葛枝が、姑のいじめに耐え、何とか、事を荒立てず、姑の機嫌を損ねないように、上手く、やっていこうとする様子が描かれている。このことには、農家において家族が揉めることで、農作業に支障を来すようになるのを避けるべきであるという作者丸山の意図が反映されているように思われる。事実、当時は、働き盛りの男性の多くが徴集され、農業従事者の不足が問題となり始めていた。そのような状況で、農家の内輪揉めによって、生産に影響が生じるのは好ましいことではない。小説に登場する、葛枝の嫁ぎ先の農家においても、嫁の力を借りなければ、農業を維持していけないというのが、実情であった。そうであれば、婚姻の届出によって、妻の法的地位を確実にすることよりも、嫁と姑が互いに協調的姿勢を示しながら、家族が一致団結していくということが優先されたとしても、無理からぬことである。

そのため、この小説を読む限りにおいて、戦争の状況が農村における婚姻の届出に対する意識に変化をもたらしたということはできない。したがって、戦時下においても、婚姻の成立に関して、届出よりも、婚礼を重視する意識が一般的であったと理解できるのである。

七 長編小説「種孕み期」に見られる仲人の意義

「種孕み期」において、仲人に関して、注目すべき記述が見られる。すなわち、姑が主人公である蔦枝をいじめ、それが村の評判となったことで、仲人であるお稲婆さんがそのとりなしを試みようとする場面である。⁽³⁹⁾これは、当時の農村において、仲人が、自らが媒酌した婚姻が成立した後になっても、その婚姻当事者の関わる採めごとに関して、解決に向けて、対応に当たったことを示している。『全国民事慣例類集』が、媒介人（仲人）に⁽⁴⁰⁾関して、「他日婚姻上ヨリ生スル紛議ヲ裁決シ或ハ離縁ニ及フトキハ嫁具引送迄ノ事務ヲ担任スル事一般ノ通例ナリ」と記しているのは、この小説で述べられていることの信憑性を裏付けるものといえよう。したがって、当時の農村では、嫁と姑のいざこざなど、家族間の紛争は、裁判といった法的手段に訴えることなく、仲人のような、村の中の第三者による処理によって解決されてきたということになる。

ところで、家族・親族間の紛争を解決するために、人事調停制度が設けられたのは昭和一四年のことであった。そもそも、人事調停制度が整備されるに至ったのは、日中戦争の激化と長期化に伴い、「軍人遺家族の家庭に紛争問題が起つた場合」⁽⁴¹⁾「最も機敏な方法と簡易な手続によつて之を解決する」必要が高まったからであるという。そうであれば、小説で描かれているような、夫の出征後における嫁と姑の問題などは、仮にそれが離婚に発展しそうになった場合、人事調停の対象になってくると考えられる。もともと、この小説で描かれているのは、昭和一二年八月に夫が出征した時から翌一三年一月までの時期であるから、人事調停法が制定される以前の出来事ということになる。

とはいえ、以上の点を考慮に入れたとしても、この小説を読む限りにおいて、当時の農村では、村内の問題は、可能な限り、村落共同体の中で解決すべきであるという意識が強かったように思われる。したがって、嫁と姑の

問のいざござなどに関しては、仲人による解決が求められたといえよう。さらに、仲人であっても、紛争解決が手に余る場合には、他の村内の者が紛争解決に向けて対応するということになっていったようである。この点に関して、小説でも、嫁いじめを止めようとしぬい姑に匙を投げたお稲婆さんに対して、直吉という農民が頼み込んで、嫁の葛枝に姑の指示に従うように言ってもらって、事を収めるという場面が描かれている。⁽⁴⁾つまり、村落共同体において、家庭内のいざござを放置しておくということは、農作業などで互いに協力し合うことが求められる農民たちの生活にも支障を来すことになりかねない。そのため、村落共同体の中で、いざござが生じた家庭がある場合、主として、仲人のような、その家に関係がある第三者が中心となって、その問題の解決に動いたと考えられるのである。

しかし、人事調停法の制定理由としても挙げられているように、日中戦争の激化に伴って、出征する男性の増加が、銃後の家庭内における紛争の増加につながることは容易に予測できた。このことは、農村においても例外ではない。そうであれば、従来通りに、村落共同体の中だけで、家庭内の紛争を解決するのは難しくなってくるようにも思われる。そこで、法的手段による紛争解決が必要とされる場合も考えられるようになる。ただ、丸山の小説の中からは、そうした状況の変化というものを読み取ることができない。それは、丸山自身が、村落共同体の内部の問題は、外部の法的手段に頼らず、村落共同体の中で解決すべきであるという意識をもっていたからかもしれない。

八 結 び

以上、丸山義二の小説の中から、日中戦争下の農村を描いたものとして、「田舎」とその続編「種孕み期」を

取り上げ、婚姻の問題を中心として、農民の意識を検討してきた。その結果として理解できるのは、日中戦争の激化によって、働き盛りの男性の減少など、農民たちが置かれた状況は変わったものの、従来から続いてきた、伝統的な農村の社会規範や農民の意識には、大きな変化が見られなかったということである。

第一として、当時の農村においては、婚姻の成立に関して、婚姻の届出よりも、婚禮の儀式を重視する傾向が強かったが、丸山の小説の中では、日中戦争以降も、その傾向に変化が見られる兆候を見出すことができない。

さらに、第二に、婚姻の成立以降も、婚姻当事者に関わる紛争は仲人によって解決すべきであるというのが、当時の農村における一般的な意識であったが、この点においても、日中戦争以降に、農民たちの意識が変化したことが一切示されていない。

ただ、結納に関しては、日中戦争後、結婚難を予想した女性の立場から、婚姻を担保するものという意識が高まったことを示す記述が見られる。しかし、これをもって、農村における伝統的な社会規範に大きな変更をもたらすものとまでいうことができない。

ここから指摘できるのは、日中戦争以降においても、農村では、届出による法律婚や裁判による紛争解決といった、法律を基準として物事を決めるやり方が十分に浸透していなかったことである。それよりも、慣習を中心とした、村落共同体における伝統的な社会規範こそが、農民たちの拠りどころとするものであった。丸山義二は、様々な農村を訪れ、多くの農民たちと語り合うことを通じて、このような農民たちの規範意識を肌身で感じていたといえよう。

(一) 『日本長期統計総覧』（日本統計協会）によれば、日本陸軍と日本海軍の兵士の合計数が、一九一九—一九三〇年では三〇六、一〇〇人であるのに対して、一九三一—一九三六年には三二四、一〇〇人に伸びているという（渡邊勉

- 「誰が兵士になったのか(一)―兵役におけるコーホート間の不平等―」『関西学院大学社会学部紀要』第一一九号(平成二六年)八ページ。
- (2) 渡邊・前掲注(1)八ページ。
- (3) 兵力増強政策は結果として農業従事者の減少を招き、国内における食料生産に支障を来すことになったため、太平洋戦争末期の昭和一九年に召集要考慮制度が導入された。この制度に基づいて、原則として、農業従事者に対して召集が中止されることになった(『法政大学大原社会問題研究所資料室報』第九六号(昭和三九年)六〇九ページ)。
- (4) 昭和一八年に上限年齢が満四五歳まで引き上げられ、昭和一九年に下限年齢が満一九歳まで引き下げられた(渡邊・前掲注(1)三〇四ページ)。
- (5) 丸山義二の経歴に関しては、名倉保夫『もの書き六十年―農民作家丸山義二の生涯―』(私家版、平成二一年)を参照した。同書の二三五―二四八ページには、丸山の年譜が収録されている。
- (6) 名倉・前掲注(5)一八〇―一九ページ。
- (7) 丸山義二『田園に叫ぶ』(日本公論社、昭和一五年)一五九ページ。
- (8) 名倉・前掲注(5)四四ページ。
- (9) 拙稿「丸山義二の小説『貧農の敵』に見える法律問題」『東京電機大学総合文化研究』第二二号(令和六年)参照。
- (10) 名倉・前掲注(5)九七ページ。
- (11) 名倉・前掲注(5)九九ページ。
- (12) 満州移民史研究会編『日本帝国主義下の満州移民』(龍溪書舎、昭和五一年)参照。
- (13) 佐賀郁朗『受難の昭和農民文学―伊藤永之介と丸山義二、和田伝』(日本経済評論社、平成一五年)七三―七八ページ。
- (14) 佐賀・前掲注(13)七九―八〇ページ。「庄内平野」は昭和一五年二月に朝日新聞社より出版された。拙稿「丸山義二の「庄内平野」に描かれた法律問題」『法史学研究会会報』(法史学研究会会報編集委員会)第二二号(平成二九年)参照。

- (15) 名倉・前掲注(5)一二七ページ。
- (16) この問題を取り上げた著書としては、角田房子『秘録墓標なき八万の死者 満蒙開拓団の壊滅』(番町書房、昭和四七年)などがある。
- (17) 丸山義二『田舎』(砂子屋書房、昭和一三年)三八ページ。
- (18) 荷物を載せて、運ぶための台。台の両端に、それぞれ、紐を付け、その紐に棒を通して、台を吊り上げ、荷物を運ぶ。「釣り台」とも書く。
- (19) 衣服などを入れて、棒を通して担がせた箱。
- (20) 丸山・前掲注(17)五二ページ。
- (21) 中川善之助『親族相続判例総評』第一卷(昭和六・七・八年度)(岩波書店、昭和一〇年)二四〇～二四一ページ。
- (22) 丸山・前掲注(17)五〇ページ。
- (23) 丸山・前掲注(17)六七ページ。
- (24) 丸山・前掲注(17)四九ページ。なお、小説では、花嫁自身が、その花嫁衣装を縫うことになっている(丸山・前掲注(17)三六ページ)。これは、花嫁側に衣装代を節約する意図があったことを示すものである。
- (25) 丸山義二『種孕み期』(大貫書房、昭和一八年)一七二ページ。
- (26) 丸山・前掲注(25)一七二ページ。
- (27) 藤本幸太郎『統計学』(千倉書房、昭和二四年)一六九ページ。
- (28) 当時、人口統計の権威であった岡崎文規は、日中戦争が婚姻率に影響を及ぼす可能性を指摘している(岡崎文規『婚姻率の変動』『人口問題研究』第二巻第九号(人口問題研究所、昭和一六年)五ページ)。
- (29) 丸山・前掲注(17)五八ページ。
- (30) 丸山・前掲注(17)六五ページ。
- (31) 原文通りに記した。「女やくの席」のことを指しているのは明らかである。
- (32) 丸山・前掲注(17)六五～六六ページ。

(33) 正確には、丸山の郷里は、嫁である葛枝の実家があるとされる片吹部落が属していた誉田村である。葛枝が嫁くのは、誉田村の近隣にある石海村である。したがって、「女やくの席」に関して述べられていることは、石海村における慣習と見られる。

(34) 丸山・前掲注(17)一六三ページ。

(35) 丸山・前掲注(17)三六ページ。

(36) 丸山・前掲注(17)一四〇ページ。

(37) 丸山・前掲注(25)九ページ。

(38) 丸山・前掲注(17)四三ページ。

(39) 丸山・前掲注(25)六六〜七一ページ。

(40) 風早八十二編『全国民事慣例集』(日本評論社、昭和一九年)五八ページ。

(41) 片山哲『人事調停法概説』(巖松堂書店、昭和一四年)八ページ。

(42) 丸山・前掲注(25)一七〇〜一七一ページ。